

「養護教諭が行う個別の保健指導」

1 研究テーマの設定理由

平成20年の学校保健安全法の改正により、養護教諭や関係職員が行う健康相談が法律に規定され、それとともに、健康上の問題があると認められる児童生徒に対する指導や保護者に対する助言を保健指導として位置付けられた。そして、保健指導は、多様化する児童生徒の心身の健康問題の解決に向けて、養護教諭が中心となり、関係職員とともに連携して組織的に実施されるべきであるということも明確に規定された。特に、児童生徒の心身の健康問題の多様化に伴い、児童生徒自身が自分の健康問題に気づき、理解と関心を深め、自ら積極的に解決していかうとする自主的、実践的な態度の育成を図ることを目的とした個別の保健指導の重要性がより高まっている。そこで、個別の保健指導計画を作成することを中心に、関係職員との連携や健康相談との相互の関わりを考えながら、養護教諭がどのように連携していくことが効果的な個別の保健指導につながるのか研究していきたいと考えた。

2 研究経過と研究方法

(1) 平成29年度

まず個別の保健指導について、日常の保健室対応で個別に行っている保健指導を振り返り、体育健康教育室 副主任指導主事 長光裕子先生から「健康相談・保健指導の基本的な理解」「個別の保健指導の進め方」について学んだ。

次に、個別の保健指導と健康相談は相互に関連して展開されるものであることから、平成27・28年度公募研究「養護教諭が行う健康相談」の研究内容を詳しく学び、個別の保健指導と健康相談の関連について理解を深めた。

これら健康相談、個別の保健指導を正しく理解した上で、個別の保健指導の対象者を把握するための視点を検討した。

(2) 平成30年度

個別の保健指導（以下保健指導）の対象者の把握方法としては、「健康診断」など7項目ある。この7項目は、①健康診断の結果 ②保健室利用状況（救急処置など） ③日常の健康観察 ④健康に関する調査（保健調査・生活習慣アンケート・いじめアンケートなど） ⑤健康相談 ⑥保護者などからの依頼 ⑦学校行事など である。これらは、健康相談の対象者の把握方法とも重なる。そこで、平成27・28年度の研究収録「養護教諭が行う健康相談」に掲載されている健康相談の対象者の把握の視点が、保健指導対象者の把握の視点にも当てはまるのか、一つ一つ検討した。その後、この7項目すべてから10事例を選定し、各グループに分かれて保健指導計画を作成した。10事例は次の通りである（番号は対象者の把握方法①～⑦項目の番号）。

小学校例

- ①健康診断の結果・・・脊柱検査の結果「姿勢注意」
- ②保健室利用状況・・・頭部打撲
- ③日常の健康観察・・・季節に適した衣服
- ④健康に関する調査・・・乗り物酔い
- ⑤健康相談・・・過敏性腸症候群（便秘型）
- ⑥保護者などからの依頼・・・起立性調節障害
- ⑦学校行事など・・・夜尿

中学校例

- ①健康診断の結果・・・四肢の状態の検査の結果「しゃがみこみができない」
- ②保健室利用状況・・・月経痛
- ⑤健康相談・・・スマートフォンが与える様々な健康問題

作成した保健指導計画については、対象者に対して保健指導目標は適切であるか、保健指導目標を達成するための指導方針になっているかなどの視点で見直すとともに、効果的な保健指導のために関係職員との連携の在り方や指導における役割の明確化について研究を行った。また、より効果的な指導にするために、指導の際に使用できる資料を作成した。指導後の評価については、自己評価及び他者評価の方法と、実際の評価の書き方などを研究した。こうして完成した保健指導計画に従って、実際に各校において保健指導を実施、評価し、作成した保健指導計画が効果的な指導になっていたかを確認した。

3 研究内容

(1) 保健指導の基本的理解

- ア 保健指導の法的根拠と改正の趣旨
- イ 保健指導の理解
- ウ 保健指導と健康相談との関連

(2) 個別の保健指導

- ア 個別の保健指導の目的
- イ 個別の保健指導のプロセス
 - I 児童生徒の対象者の把握（保健指導の必要性の判断）
 - II 保健指導の目標の設定
 - III 指導計画の作成と役割分担
 - IV 保健指導の実施
 - V 保健指導の評価
- ウ 保健指導における連携